

Press Release

報道関係者 各位

平成28年9月9日

【照会先】

職業安定局 雇用保険課

課長 田中 佐智子

調査官 高橋 俊博

課長補佐 松本 直樹

(代表電話) 03(5253)1111

(内線:5761、5752)

(直通電話) 03(3502)6771

熊本地震の被災地域（阿蘇・上益城）で雇用保険の給付日数を延長 ～9月9日以降、さらに90日分を延長～

厚生労働省は、雇用保険法第25条の規定に基づき、熊本地震の被害が大きく特に雇用情勢が厳しい、熊本県の阿蘇・上益城地域の市町村に住む求職者に対して、雇用保険の給付日数を90日分延長します。期間は平成28年9月9日から平成29年9月8日までです。

特に雇用情勢が厳しい地域では、雇用保険の支給終了者が再就職することが難しいと想定されるため、今回の措置をとるものです。

*措置の概要

雇用保険法の「広域延長給付」の要件に合致していることから、特に雇用情勢が厳しく就職が困難な地域として、熊本県の阿蘇・上益城地域の市町村を指定しました。指定地域に居住し、雇用保険の失業給付（個別延長給付を含む。）の支給終了までに再就職が困難な場合は、給付日数の延長を行います。

*延長日数

原則90日

*指定地域

熊本県のハローワーク阿蘇及びハローワーク上益城（出張所）管内の市町村が対象

○熊本県

御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、西原村、阿蘇市、南小国町、小国町、
産山村、高森町、南阿蘇村

*指定期間

平成28年9月9日から平成29年9月8日まで

平成28年熊本地震で特に甚大な被害があった地域において

雇用保険失業給付の給付日数を延長します

平成28年熊本地震の被災地域のうち、特に雇用情勢が悪化し、その地域で就職を希望してもすぐには職業に就くことが困難な地域を雇用保険失業給付の延長が必要な地域として指定しました。

この地域にお住まいの方で、雇用保険失業給付（個別延長給付を含む。）の支給終了日までに再就職が困難と認められる場合には、雇用保険失業給付の給付日数を原則「90日」分延長します。

Q 1 指定された地域はどこですか。

熊本県の「上益城郡」「阿蘇市」「阿蘇郡」になります。

※ハローワーク上益城（出張所）とハローワーク阿蘇の管内です。

Q 2 延長の対象となるのはどのような人ですか。

次の要件のすべてを満たす方が対象になります。

対象になる可能性がある方には、ハローワークからご案内します。

- ① 平成28年熊本地震によりやむなく離職し雇用保険を受給中の方（「特定受給資格者」となった方）、災害時における雇用保険の特例措置を利用している方（勤務していた事業所が休止・廃止したため休業・一時離職し雇用保険を受給している方）
- ② 原則として、指定地域内に住んでいること（Q 4 参照）
- ③ 指定期間（※）内に、雇用保険の失業給付が支給終了となること
- ④ ハローワークに求職申込みをしていること
- ⑤ 住んでいる指定地域内での再就職が困難であり、幅広い就職活動を行えること

※ 指定期間は、平成28年9月9日～平成29年9月8日です。

☆ ①に該当しなくてもQ 1の指定地域内に住んでおり、就業場所が指定地域外である求人への応募を希望し、就職後は指定地域外への転居が可能であれば、対象になる場合がありますので、最後の失業認定日までにハローワークにご相談ください。

Q 3 延長される給付日数は何日ですか。

原則として、90日分延長されます。

Q 4 平成28年熊本地震発生時は指定地域内に住んでいましたが、現在は指定地域外に一時避難中です。延長の対象になりますか。

平成28年熊本地震発生時に指定地域内にお住まいで指定地域外に一時的に避難している方は、対象になる場合がありますので、ハローワークにご相談ください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・ハローワーク